

北海道告示第 10792 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 3 項の規定により、えさん加入区、いぶり噴火湾加入区及び留萌・小平加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 5 年 5 月 19 日

北海道知事 鈴木 直道